

第10章 環境保全のための措置

第10章 環境保全のための措置

本事業では、選定した環境影響評価項目について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置は、表10-1(1)～(7)に示すとおりである。

表10-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
大 気	大気質	<p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を行う。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、汚染物質の排出低減に努める。 ・工事施工区域等の外周には仮囲いを設置するとともに、粉じんの発生が想定される場合には、散水の実施等により、粉じんの飛散防止対策を講じる。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>②工事用車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両は、可能な限り最新の低公害・低燃費車の使用に努める。 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によるディーゼル車の運行規制に適合した車両を使用する。 ・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・工事用車両を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、汚染物質の排出低減に努める。 ・工事用車両の運転手に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。 ・シートカバーの使用や出入口でタイヤに付着した泥土の洗浄を行うなど、工事用車両による粉じん飛散を防止する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p><供用時></p> <p>①施設関連車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。 <p>②冷暖房施設等の設置に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質の排出量低減のため、可能な限り低 NO_x 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入する。 ・冷暖房施設等の整備、点検を徹底する。

表10-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
土	土壌汚染	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌を敷地外に搬出する場合は「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第2.1版）」を遵守する。 ・汚染土壌の運搬にあたっては、運搬中の荷崩れを防止するため、フレキシブルコンテナ等を使用する。 ・汚染土壌の処理をする場合は「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第2版）」を遵守する。 ・作業員の長靴等に付着した汚染土壌を計画地外へ持ち出さないよう洗浄等を行う。
緑	緑の質	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 ・地下部分を掘削し、埋戻しをする範囲は礫等異物の除去を行い、緑化地となる部分については、透水層を確保しつつ良質な客土により必要土壌量を上回る量の土壌に入れ替え、樹木の生育に適した植栽基盤の整備を図る。 ・屋上緑化部分は散水に配慮するとともに、土壌の飛散防止に配慮した管理を行う。 ・樹木の正常な生育のために、計画建築物による風害や日影が想定される緑化地には耐風性、耐陰性のある樹種を中心に植栽し、屋上緑化では乾燥が懸念されることから、耐乾性のある樹種も組み合わせで植栽する。 ・地下躯体上部の植栽樹は、地下躯体上部に勾配を設けるなど、排水性を確保する。 ・計画地及びその周辺は川崎駅周辺地区緑化推進重点地区であり、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園地区を結ぶ「緑の散策路」として位置付けられている。第2庁舎敷地はその中間点になることから、「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木や大景木を配置し、計画地周辺との連続性や都市景観に配慮する。
	緑の量	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎敷地では敷地外周の歩道状空地に緑を配置するとともに屋上緑化等を計画し、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出することで、緑の量の確保を図る。 ・維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。 ・高木・中木・低木を適切に組み合わせ、多様な緑を創出する。 ・計画地及びその周辺は川崎駅周辺地区緑化推進重点地区であり、計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は、「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」において、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園地区を結ぶ「緑の散策路」として位置付けられている。第2庁舎敷地はその中間点になることから、「うるおいの核」となる広場を整備して効果的に高木や大景木を配置し、計画地周辺との連続性や都市景観に配慮する。

表10-1(3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	騒音	環境保全のための措置
騒音・振動・低周波音	騒音	<p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の低騒音型の建設機械を使用する。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を行う。 ・既存施設の解体にあたっては建物周囲に防音パネル等を設置し、騒音の低減に努める。 ・低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮等の適切な工事方法を検討する。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、騒音の低減に努める。 ・騒音の状況を把握できるよう、計画地内に騒音計を設置する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>②工用車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・工用車両を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、騒音の低減に努める。 ・工用車両の運転者に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p><供用時></p> <p>①施設関連車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 <p>②冷暖房施設等の設置に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の低騒音型の機器を導入する。 ・超高層棟免震層屋外の「ビル用マルチ室外機」には、消音装置を取り付ける。 ・異音等の発生がないよう、冷暖房施設等の整備・点検を徹底する。

表10-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
騒音・ 振動・ 低周波音 (つづき)	振 動	<p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械による負荷を極力少なくするよう、施工方法や手順等を検討する。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を行う。 ・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。 ・建設機械を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、振動の低減に努める。 ・振動の状況を把握できるよう、計画地内に振動計を設置する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p>②工事用車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・工事用車両を使用する前に整備・点検を行い、良好な状態で使用することにより、振動の低減に努める。 ・工事用車両の運転者に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p><供用時></p> <p>①施設関連車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。

表10-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
廃棄物等	一般廃棄物	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎の地下2階に事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥、繊維くず等）の廃棄物保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。 ・古紙の再資源化をするため、分別排出の徹底を促す。 ・職員及び利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、事業系一般廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。 ・入居する店舗に対しても、事業系一般廃棄物の発生抑制及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。
	産業廃棄物	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図る。 ・既存建築物の解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者により適正に処理・処分を行う。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講ずる。 <p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新本庁舎の地下2階に産業廃棄物の廃棄物保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。 ・職員及び利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。 ・入居する店舗に対しても、産業廃棄物の発生抑制及び分別排出の徹底を促し、産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。
	建設発生土	<p><工事中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・場外搬出にあたっては、飛散・流出等が生じないように、出入口でのタイヤ洗浄及び荷台にシートカバーを使用する。 ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。

表10-1(6) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の周囲に広場や歩道状空を整備するとともに、高木や大景木を配置し、潤いを感じられる都市景観を形成する。 ・超高層棟のデザインは、頂部・中層部・低層部の垂直方向の分節や外壁の割り付けによる水平方向の分節によって、シンプルなデザインでありながら見る場所や時間により多様な見え方をし、また、頂部には表面のガラス越しに木材が垣間見えるデザインとすることで、現代的でありながら温かみのある表情とし、近景から遠景までの見え方に配慮した新たな都市景観を創造する。 ・旧本庁舎は、近代化遺産として一定の文化的・歴史的価値があると考えられるため、川崎府中線（主要地方道9号）に面する外観の一部を復元棟として創建当時の姿に復刻し、都市の記憶を継承する。 ・サインや屋外広告物は、大きさ、色彩、設置場所に配慮した統一感のあるデザインとし、原則として中・高層部においては懸垂幕等を常設しないなど、良質な都市景観の形成に配慮する。 ・新本庁舎の外壁位置は、旧本庁舎の外壁位置より後退させ、特に中高層部は約3～10m程度後退させ、圧迫感の軽減を図る。 ・新本庁舎敷地の外周に歩道状空を整備し、また、第2庁舎の跡地を広場とし、高木等による緑化を行い、圧迫感の軽減を図る。 ・計画建築物の外壁等の色彩・素材等の選定において、圧迫感の軽減に配慮する。
	日照阻害	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の周囲に空地や広場を設けることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させる。 ・計画建築物の中高層部をセットバックすることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させる。
	テレビ受信障害	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施する。 ・工事中におけるテレビ電波の受信障害に対しては、クレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じる。 ・電波障害の予測地域以外についても、計画建築物に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を講じる。
	風害	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物周囲に空地を設ける、各階に必要な設備等のスペースを集約し効率化を図ることで主風向に対する見付面積を縮小する、北面及び東面に下屋を設けるとともに防風フェンスを設置する等により、風の影響をなるべく低減するよう配慮した建物配置及び形状とする。 ・計画地内に防風植栽を適切に配置し、防風植栽の効果が確保されるよう、適正な維持管理を行う。

表10-1(7) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置
<p>地域社会</p> <p>地域交通 (交通混雑、交通安全)</p>	<p><工事中></p> <p>①工事用車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る。 ・工事区域の外周に仮囲いを設置し、歩行者や自転車の安全な通行を確保する。 ・工事用車両の出入口には、交通整理員を配置し、歩行者や自動車の安全な通行を確保する。 ・工事用車両の運転者に対して、交通事故の多く発生している箇所や歩行者等の横断に配慮するよう指導等を行うといった交通安全教育を行う。 ・工事用車両にステッカー等を貼り、他の車両との識別を図る。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 <p><供用時></p> <p>①施設関連車両の走行に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場への入庫は左折入庫とし、さらに、誘導看板等を設置することで、施設関連車両が安全かつスムーズに入庫できるようにし、また、出庫灯を設置し注意喚起をすることで、歩道等を利用する歩行者・自転車の安全に配慮する。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 <p>②歩行者の往来に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂子4号線の一部を拡幅整備し、本事業の関連事業として、計画地の反対側に歩道を新設する。 ・新本庁舎敷地と第2庁舎跡地広場の歩行空間の連続性に配慮して、砂子4号線の一部を歩行者専用道路とする。 ・本庁舎敷地の外周は、緑を配置した歩道状空地を確保する。 ・駐車場出入口に出庫灯等を設置し、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入りの注意喚起を行う。
<p>温室効果ガス</p>	<p><供用時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図る。 ・高効率な変圧器やLED照明を採用する。 ・デシカント空調、居住域を有効に空調する床吹き出し空調やセンサーによる照明・空調制御システムなどの最新の環境配慮技術を導入する。 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・BEMSを導入し、電力使用量の可視化や効率的な制御による最適なエネルギーマネジメントを実現するとともに、川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業と連携し、川崎駅周辺地区におけるエネルギー利用の効率化に寄与するように図る。 ・ガスコージェネレーションシステムや中温冷水利用等のエネルギー効率の優れた熱源システムを採用し人工排熱を少なくする。 ・断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減する。

第11章 環境配慮項目に関する措置

第11章 環境配慮項目に関する措置

本事業では、「第8章 3 (1) 環境配慮項目の選定」(p.150参照)で選定した環境配慮項目について、表11-1(1)～(3)に示す措置を講じる計画である。

表11-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目		環境配慮項目に関する措置	
		工事中	供用時
地域環境の保全の見地から 配慮を行う項目	ヒートアイランド現象	—	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減し人工排熱を少なくする。 ・敷地外周及び復元棟屋上に緑化を行うことで、都市緑化による地表面被覆を改善する。 ・ガスコージェネレーションシステムや中温冷水利用などのエネルギー効率の優れた熱源システムを採用し人工排熱を少なくする。
	地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・高い耐震性能を確保するとともに想定外の水害にも対応できるよう、中間階免震構造を採用する。 ・超高層棟の最上部にはヘリコプターの緊急離着陸場を設け、緊急時の離発着が行えるようにする。 ・非常用エレベーターを設置する。 ・電源信頼性の高い2回線受電(本線・予備線)及び非常用電源に加え、ガスコージェネレーションシステム等による供給電源の多様化を図ることで、商用電源のバックアップを行い、災害対策活動の中核拠点としての業務継続性を確保する。 ・非常用発電機及びガスコージェネレーションシステムは、商用電源途絶時に耐震性の高い都市ガス(中圧ガス)を利用し、通常業務必要電力の約90%をカバーするとともに、ガス途絶時も液体燃料のみで非常用発電機により発電し、通常業務必要電力の約70%を7日間カバーする。

表11-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目		環境配慮項目に関する措置	
		工事中	供用時
地域環境の保全の見地から 配慮を行う項目(つづき)	地震時等の災害 (つづき)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機及びガスコージェネレーションシステムは、災害時に給水が途絶した場合でも影響を受けない冷却方式を計画する。 ・給排水設備については、災害応急対策活動に従事する職員の7日分の飲用水・雑用水を備蓄するとともに、15日以上の排水を可能にするための緊急汚水槽及び雨水・排水再利用設備を整備する。 ・情報の収集・発信に必要な通信システムについては、防災行政無線システムの活用に加え、異なる2つの系統でケーブルの引き込みを行う。
	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両は、可能な限り最新の低燃費車の使用に努める。 ・工事用車両の運転者に対して、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に看板等を設置し、運転者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。
地球環境の保全の見地から 配慮を行う項目	資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建築計画や施工計画の策定段階からリサイクル材の積極的利用を念頭に計画し、循環型の仕組みづくりに配慮する。 ・建設工事に伴い発生する廃棄物は分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性のある材料や部材の使用等の建物の長寿命化により、環境負荷の低減に努める。 ・職員及び利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制や分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。 ・雨水や排水の再利用設備の導入や節水型器具の採用等により、水資源の有効利用を図る。

表11-1(3) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目		環境配慮項目に関する措置	
		工事中	供用時
地球環境の保全の見地から 配慮を行う項目(つづき)	エネルギー	—	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE 川崎)の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図る。 ・高効率な変圧器やLED照明を採用する。 ・デシカント空調、居住域を有効に空調する床吹き出し空調やセンサーによる照明・空調制御システムなどの最新の環境配慮技術を導入する。 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・BEMSを導入し、電力使用量の可視化や効率的な制御による最適なエネルギーマネジメントを実現するとともに、川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業と連携し、川崎駅周辺地区におけるエネルギー利用の効率化に寄与するように図る。 ・ガスコージェネレーションシステムや中温冷水利用等のエネルギー効率の優れた熱源システムを採用し人工排熱を少なくする。 ・断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減する。

第12章 環境影響の総合的な評価

第12章 環境影響の総合的な評価

計画地は、川崎市川崎区の西部に位置し、川崎市役所本庁舎敷地、第2庁舎敷地及び道路敷地を含む約7,830m²の区域である。

川崎市の旧本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、特に旧本庁舎は、大規模地震が発生した際には倒壊の危険性があるなど、多大なリスクを抱えていた。

このため、「川崎市耐震改修促進計画」の耐震化完了期限である平成27年度末までに、旧本庁舎の使用を停止して早期に解体を行う必要があり、平成28年2月には旧本庁舎内の全事務室の民間ビル等への移転が完了し、平成29年9月に旧本庁舎上屋の解体工事が完了した。

一方、床面積の不足などから、本庁機能が分庁舎や周辺の民間ビルに分散しており、サービスの低下や庁内執行体制の非効率化が生じているだけでなく、多額の賃借料負担も生じている。

こうしたことから、旧本庁舎の解体後に災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する新たな庁舎を建設して、分散化している本庁機能を集約することとし、平成28年1月に策定した「川崎市本庁舎等建替基本計画」に基づき、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮しながら、新たな本庁舎の整備に取り組むものである。

選定した環境影響評価項目について、環境影響評価を行った結果は、表12-1(1)～(10)に示すとおりである。

本事業を実施することにより、大気質、土壤汚染、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観（景観、圧迫感）、日照障害、テレビ受信障害、風害、地域交通（交通混雑、交通安全）、温室効果ガスについては、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を満足することができると思われる。

緑の質及び緑の量については、必要土壌量を上回る量の土壌を確保し、樹木の生育に適した植栽基盤の整備を図るとともに、目標とする緑被率等及び緑の量的水準を満足し、さらに、維持管理計画に基づき樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じることにより、緑の適切な回復育成が図られると評価する。

このほか、事業実施にあたっては、環境影響評価項目以外にも、地域環境の保全の見地から配慮を行う項目（ヒートアイランド現象、地震時等の災害）、地球環境の保全の見地から配慮を行う項目（地球温暖化、資源、エネルギー）に対して、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境配慮措置を講じる計画である。

したがって、本事業は、環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価する。

表12-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
大 気	大気質	<p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>建設機械の稼働による二酸化窒素の長期将来濃度（日平均値の年間98%値）の最大値は0.044ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測する。また、建設機械の稼働による浮遊粒子状物質の長期将来濃度（日平均値の年間2%除外値）の最大値は0.047mg/m³であり、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測する。</p> <p>建設機械の稼働による二酸化窒素の短期将来濃度（1時間値）の最大値は0.197ppm（風向：北北西）であり、環境保全目標（0.2ppm以下）を満足すると予測する。また、建設機械の稼働による浮遊粒子状物質の短期将来濃度（1時間値）の最大値は0.0814mg/m³（風向：北北西）であり、環境保全目標（0.20mg/m³以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>工事用車両の走行による二酸化窒素の将来濃度（日平均値の年間98%値）は0.039～0.040ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測する。</p> <p>工事用車両の走行による浮遊粒子状物質の将来濃度（日平均値の年間2%除外値）は0.041～0.042mg/m³であり、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、可能な限り最新の低公害・低燃費車の使用に努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p> <p><供用時></p> <p>③施設関連車両の走行による大気質への影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>施設関連車両の走行による二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.039～0.040ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測する。また、施設関連車両の走行による浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.041～0.042mg/m³であり、環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p>

表12-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
大気 (つづき)	大気質 (つづき)	<p>④冷暖房施設等の設置による大気質への影響（二酸化窒素）</p> <p>冷暖房施設等の設置による二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、地上1.5m及び計画地近隣の建築物の高さ（地上45m程度）等を考慮した地上45.0mともに0.039ppmであり、環境保全目標（0.06ppm以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、大気汚染物質の排出量低減のため、可能な限り低NO_x型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。</p>
土	土壌汚染	<p><工事中></p> <p>第2庁舎跡地広場の敷地については、地下1階の電気室に過去に変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていた可能性があるため、今後、関係法令に基づき適正に地歴等の調査を実施し、地歴等の調査の結果に応じて土壌調査を実施する。</p> <p>土壌調査の結果、汚染が確認された場合には、対策範囲を明確にした上で、掘削除去処理、原位置封じ込め等の対策を選定し、都道府県知事等から汚染土壌処理業の許可を受けた業者に委託することから、適正に処理・処分されると予測する。</p> <p>本事業では、汚染土壌を敷地外に搬出する場合は「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第2.1版）」を遵守する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えることはないと評価する。</p>
緑	緑の質	<p><供用時></p> <p>本事業における主な植栽予定樹種は、樹木活力度調査結果がA（良好、正常なもの）及びB（普通、正常に近いもの）に該当する種や潜在自然植生の構成種、「川崎市緑化指針」の緑化樹木に該当する種であり、計画建築物による影響（風害や日影）や屋上緑化における乾燥に耐えうる耐風性・耐陰性・耐乾性のある樹種を組み合わせる植栽する計画であることから、計画地の環境特性に適合するものと予測する。</p> <p>植栽基盤の必要土壌量は、新本庁舎敷地で約132m³（うち屋上緑化は12m³）、第2庁舎跡地広場で約73m³であり、計画地全体で約205m³と予測する。</p> <p>植栽基盤の適否については、地下部分を掘削し、埋戻しをする範囲は礫等異物の除去を行い、緑化地となる部分は、透水層を確保しつつ良質な客土により必要土壌量を上回る土壌に入れ替え、また、屋上緑化部分は、排水層や灌水設備を設けることから、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測する。</p> <p>本事業では、維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、緑の適切な回復育成が図られると評価する。</p>

表12-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p>緑 (つづき)</p>	<p>緑の量</p> <p><供用時></p> <p>本事業における緑化面積率は、新本庁舎敷地で約 20.1%、第2庁舎跡地広場で約 37.1%であり、目標値である新本庁舎敷地の「建築敷地面積の 20%以上」、第2庁舎跡地広場の「30%以上」をそれぞれ満足すると予測する。また、緑被率は、計画地全体で約 21.6%であり、目標値である計画地全体の「15.0%以上」を満足すると予測する。</p> <p>本事業における植栽予定本数は、高木・中木・低木ともに、「川崎市緑化指針」に基づき算定される緑の量的水準（標準植栽本数）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、新本庁舎敷地では敷地外周の歩道状空地に緑を配置するとともに屋上緑化等を計画し、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出することで、緑の量の確保を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、緑の適切な回復育成が図られると評価する。</p>
<p>騒音・振動・低周波音</p>	<p>騒音</p> <p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>建設機械の稼働による騒音レベルの最大値（敷地境界）は、新本庁舎敷地工事で67.2dB、第2庁舎跡地広場工事で61.7dBであり、環境保全目標（85dB以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、可能な限り最新の低騒音型の建設機械を使用する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による騒音の影響</p> <p>新本庁舎敷地工事における将来交通量の騒音レベルは、No.1及びNo.1'の昼間で67.0～67.2dB、No.2の昼間で59.3dBであり、環境保全目標（No.1及びNo.1'の昼間：70dB以下、No.2の昼間：65dB以下）を満足すると予測する。</p> <p>第2庁舎跡地広場工事における将来交通量の騒音レベルはNo.1及びNo.1'の昼間で67.0～67.1dBであり、環境保全目標（昼間：70dB以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。</p> <p><供用時></p> <p>③施設関連車両の走行による騒音の影響</p> <p>供用時における将来交通量の騒音レベルは、No.1の昼間で67.0dB、No.2及びNo.3の昼間で56.9～59.3dBであり、環境保全目標（No.1の昼間：70dB以下、No.2及びNo.3の昼間：65dB以下）を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。</p>

表12-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動・低周波音(つづき)	<p>④冷暖房施設等の設置による騒音の影響</p> <p>冷暖房施設等の設置による騒音レベルの最大値(敷地境界)は地上1.2mで18.9~27.0dB、敷地境界の騒音レベルが最大となる高さで36.9~48.7dBであり、すべての時間区分で環境保全目標(50~65dB以下)を満足すると予測する。また、参考として地上1.2mにおける最大値出現地点(敷地境界から離れた地点が最大値となる場合)の騒音レベルは20.2~32.5dBであり、すべての時間区分で環境保全目標(50~65dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、可能な限り最新の低騒音型の機器を導入する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
振動	<p><工事中></p> <p>①建設機械の稼働による振動の影響</p> <p>建設機械の稼働による振動レベルの最大値(敷地境界)は、新本庁舎敷地工事で67.4dB、第2庁舎跡地広場工事で65.0dBであり、環境保全目標(75dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、建設機械による負荷を極力少なくするよう、施工方法や手順等を検討する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による振動の影響</p> <p>新本庁舎敷地工事における将来交通量の振動レベルは昼間で43.8~51.1dB、夜間で39.7~51.0dB、第2庁舎跡地広場工事における将来交通量の振動レベルは昼間で50.9~51.1dB、夜間で50.9~51.0dBであり、環境保全目標(昼間:70dB以下、夜間:65dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><供用時></p> <p>③施設関連車両の走行による振動の影響</p> <p>供用時における将来交通量の振動レベルの最大値は昼間で39.7~51.1dB、夜間で38.2~51.0dBであり、環境保全目標(昼間:70dB以下、夜間:65dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業では、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	一般廃棄物	<p><供用時></p> <p>新本庁舎の行政機能等から発生する事業系一般廃棄物の発生量は、約 291,864kg/年と予測する。また、一般廃棄物は焼却処分(サーマルリサイクル)するものの、古紙は再資源化を図ることにより、再資源化率は約 85%と予測する。</p> <p>新本庁舎内の店舗から発生する事業系一般廃棄物の発生量は、約 3,779kg/年と予測する。また、廃棄物の分別に努め、川崎市の許可を受けた廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理・処分を図る。</p> <p>本事業では、新本庁舎の地下2階に事業系一般廃棄物(紙くず、厨芥、繊維くず等)の廃棄物保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
	産業廃棄物	<p><工事中></p> <p>既存建築物の解体に伴い発生する産業廃棄物の発生量は旧本庁舎基礎部分の解体で約 2,588 t、第2庁舎の解体で約 12,360 tであり、がれき類、金属くず、木くず等が発生すると予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は旧本庁舎基礎部分の解体で約 2,557 t(再資源化率約 99%)、第2庁舎の解体で約 12,206 t(再資源化率約 99%)と予測する。</p> <p>計画建築物の建設に伴い発生する産業廃棄物(建設汚泥を除く)の発生量は約 2,149 tであり、コンクリート塊、木くず、石膏ボード等が発生すると予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は約 1,949 t(再資源化率約 91%)と予測する。</p> <p>建設汚泥の発生量は、約 20,202m³と予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して再資源化を行い、再資源化量は約 13,899m³(再資源化率約 69%)と予測する。</p> <p>本事業では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>また、既存建築物の解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に処理を行う等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等 (つづき)	産業廃棄物 (つづき)	<p><供用時></p> <p>新本庁舎の行政機能等から発生する産業廃棄物の発生量は、約 20,904kg/年と予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託し、廃プラスチック類（その他）は焼却処分等するもの、ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類（ペットボトル）、廃蛍光管、廃乾電池は再資源化を行い、再資源化率は約 69%と予測する。</p> <p>新本庁舎の排水の再利用設備から発生する汚泥の発生量は、約 56.6m³/年と予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託し、適正に処理する。</p> <p>新本庁舎内の店舗から発生する産業廃棄物の発生量は、約 873kg/年と予測する。また、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託し、適正に処理する。</p> <p>本事業では、新本庁舎の地下2階に産業廃棄物の廃棄物保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
	建設発生土	<p><工事中></p> <p>建設発生土の量は、約 64,101m³と予測する。計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、すべて場外搬出する計画であるが、建設発生土の処分については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。</p> <p>本事業では、場外搬出にあたっては、飛散・流出等が生じないように、出入口でのタイヤ洗浄及び荷台にシートカバーを使用する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p>構造物の影響</p> <p>景観（景観、圧迫感）</p>	<p>< 供用時 ></p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>計画地内の景観構成要素は、本事業の実施により、中層建築物から超高層建築物に変化すると予測する。計画建築物は川崎府中線（主要地方道9号）の北側においては周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線の南側や川崎駅周辺には規模の大きな超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していること、また、川崎府中線沿道は容積率の高い商業地域に指定されており、規模の大きな超高層建築物が立地可能な地区であることから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないと予測する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、本事業の実施により、中景域においては概ね計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成すると予測する。近景域においては計画建築物の出現により高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望については、広場の整備、歩道状空地の整備や高木等による緑化を行うことであるおおいが感じられる街並みを形成し、また、旧本庁舎の川崎府中線に面する外観の一部を復元棟として創建当時の姿に復刻することで、都市の記憶が継承されると予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物の周囲に広場や歩道状空地を整備するとともに、高木や大景木を配置し、潤いを感じられる都市景観を形成する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、良好な都市景観が形成されると評価する。</p> <p>② 圧迫感の変化の程度</p> <p>供用時の形態率は、地点A、地点B、地点C、地点Dでは計画建築物が出現することにより増加し、44.8～82.3%になると予測する。一方、地点Eでは第2庁舎の跡地が広場となることから形態率は減少し、35.2%になると予測する。また、計画建築物の形態率は、12.7～34.2%と予測する。</p> <p>これらのことから、地点A、地点B、地点C、地点Dでは圧迫感を感じやすくなるが、地点Eでは圧迫感が軽減すると予測する。</p> <p>本事業では、新本庁舎の外壁位置は、旧本庁舎の外壁位置より後退させ、特に中高層部は約3～10m程度後退させ、圧迫感の軽減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
構造物の影響 (つづき)	日照阻害	<p><供用時></p> <p>冬至日の平均地盤面±0mにおいて、計画建築物による日影を受ける既存建築物は550棟と予測する。これらの既存建築物のうち、日照阻害の影響に特に配慮すべき施設は4棟と予測する。</p> <p>関係法令に基づく冬至日の平均地盤面+4mにおいて、計画建築物による3時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約65mまでの範囲、5時間以上の日影は計画地敷地境界から北側約35mまでの範囲に生じると予測するが、計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外である。また、3時間以上の日影が規制されている地域においても、日影時間は1時間未満であることから、日影規制の内容を満足していると予測する。</p> <p>計画地は、周囲に超高層建築物が建ち並び高密度な市街地が形成されている都心部の商業地域に立地しており、また、本事業では、計画建築物の周囲に空地や広場を設けることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させる等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、当地区で想定される都心部の商業地域における住環境に著しい影響は与えないと評価する。</p>
	テレビ受信障害	<p><供用時></p> <p>計画建築物による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、東京スカイツリー（広域局）は計画地の南西方向に最大距離約140m、横浜局は計画地の東北東方向に最大距離約680mと予測する。受信障害範囲に位置する棟数は、東京スカイツリー（広域局）は36棟、横浜局は65棟であるが、このうち受信障害を受ける棟数は、東京スカイツリー（広域局）は28棟、横浜局は16棟と予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北東～北北東方向に最大距離約130mであり、受信障害範囲に位置する棟数は50棟と予測する。</p> <p>本事業では、計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の良い受像画質を維持し、かつ、現状を悪化しないと評価する。</p>
	風害	<p><供用時></p> <p>計画建築物の出現により計画地周辺の風環境に変化はあるが、防風対策を講じる対策後においては、全体として概ねランク2またはランク1となり、また、ランク3が予測される地点についても解体前と比較して風環境に大きな変化はなく、許容される風環境であると予測する。</p> <p>本事業では、建物周囲に空地を設ける、各階に必要な設備等のスペースを集約し効率化を図ることで主風向に対する見付面積を縮小する、北面及び東面に下屋を設けるとともに防風フェンスを設置する等により、風の影響をなるべく低減するよう配慮した建物配置及び形状とする等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(9) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p>地域社会</p> <p>地域交通 (交通混雑、交通安全)</p>	<p><工事中></p> <p>①工事用車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>新本庁舎敷地工事中及び第2庁舎跡地広場工事中の将来交通量による交差点需要率の最大値は 0.565 であり、交通量の処理が可能とされる目安である交差点需要率 0.9 を下回ると予測する。</p> <p>新本庁舎敷地工事中及び第2庁舎跡地広場工事中の将来交通量による工事用車両等の動線となる車線の交通混雑度の最大値は、新本庁舎敷地工事で0.845、第2庁舎跡地広場工事で0.823であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ると予測する。</p> <p>無信号交差点における従道路からの主道路に流入する実交通量は交通容量を下回り交通容量比が 1.0 を下回るため、交通処理は可能と予測する。</p> <p>工事用車両の主な走行経路には、概ね植栽（ガードレール含む）やマウントアップ歩道が設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の安全は確保できると予測する。</p> <p>本事業では、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><供用時></p> <p>②施設関連車両の走行による交通流及び交通安全への影響</p> <p>供用時の将来交通量による交差点需要率の最大値は 0.564 であり、交通量の処理が可能とされる目安である交差点需要率 0.9 を下回ると予測する。</p> <p>供用時の将来交通量による施設関連車両の動線となる車線の交通混雑度の最大値は 0.823 であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ると予測する。</p> <p>無信号交差点における従道路からの主道路に流入する実交通量は交通容量を下回り交通容量比が 1.0 を下回るため、交通処理は可能と予測する。</p> <p>施設関連車両の主な走行経路には、概ね植栽（ガードレール含む）やマウントアップ歩道が設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の安全は確保できると予測する。</p> <p>本事業では、駐車場への入庫は左折入庫とし、さらに、誘導看板等を設置することで、施設関連車両が安全かつスムーズに入庫できるようにし、また、出庫灯を設置し注意喚起をすることで、歩道等を利用する歩行者・自転車の安全に配慮する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表12-1(10) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地域社会 (つづき)	地域交通 (交通混雑、 交通安全) (つづき)	<p>③歩行者の往来による交通流への影響</p> <p>歩行者等の往来による交通流への影響（サービス水準）は、地点cを除くすべての地点でサービス水準A（自由歩行）が確保されると予測する。サービス水準B（やや制約）となる地点c（28.69人/m・分）においても、サービス水準A（～27人/m・分）と比較してわずかに上回った程度であり、当該歩道に面して新本庁舎敷地側に歩道状空地を整備することにより歩行者空間を充実させるため、支障はないと予測する。</p> <p>本事業では、砂子4号線の一部を拡幅整備し、本事業の関連事業として計画地の反対側に歩道の新設する等の環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
温室効果ガス		<p><供用時></p> <p>本事業では高効率な設備機器の採用により、標準的な二酸化炭素排出量約3,590t-CO₂/年に対して約355t-CO₂/年削減し、二酸化炭素排出量は約3,235t-CO₂/年、二酸化炭素排出量の削減の程度は約9.9%と予測する。</p> <p>本事業では、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、温室効果ガスの排出量の抑制が図られると評価する。</p>

第13章 事後調査計画

第13章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

2 事後調査の項目

事後調査の項目は表13-1に示すとおり、「第9章 環境影響評価」及び「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される事後調査の項目を選定する視点を勘案し、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目として、工事中の産業廃棄物（石綿）、供用時の緑の質及び風害を選定する。

表13-1 事後調査の項目

区分	項目	選定する理由
工事中	産業廃棄物（石綿）	産業廃棄物については、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価しているが、石綿については、今後の詳細な調査を実施した上で対応を図ることから、石綿が適正に処理・処分されていることを事後調査で確認する。
供用時	緑の質	緑の質については、緑の適切な回復育成が図られるものと評価しているが、緑の回復育成の予測結果は、植栽後の天候や気象条件により不確実性を伴うことから、環境保全のための措置が効果的に機能しているかを事後調査で確認する。
	風害	風害については、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価しているが、気象条件等により風環境の予測結果には不確実性が伴うことから、防風対策を講じることによって風環境の改善を図った計画地内の地点における風環境の状況を事後調査で確認する。

3 事後調査の内容

(1) 工事中

① 産業廃棄物（石綿）

産業廃棄物（石綿）に係る事後調査の内容は、表13-2に示すとおりである。

表13-2 産業廃棄物（石綿）に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生量及び処理・処分、飛散防止対策の内容（特定粉じん濃度の測定結果を含む）
調査時期	旧本庁舎基礎解体工事及び第2庁舎解体工事のそれぞれの期間
調査地点	計画地内
調査方法	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた対応結果の整理を行う。

(2) 供用時

① 緑の質

緑の質に係る事後調査の内容は、表13-3に示すとおりである。

表13-3 緑の質に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	植栽樹木の環境適合性 ・ 樹木活力度 ・ 植栽樹木の維持管理状況
調査時期	全体工事完了後3年目の夏頃の適切な時期（1回）
調査地点	計画地内
調査方法	植栽樹木の樹勢、樹形等を調査し、樹木活力度の判定基準に基づき把握する。 また、植栽樹木の維持管理状況を把握する。

② 風害

風害に係る事後調査の内容は、表13-4に示すとおりである。

表13-4 風害に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	風向・風速
調査時期	全体工事完了後、かつ、防風対策の植栽が完了した時期から1年間
調査地点	以下に示す防風対策により風環境の改善を図っている3地点 ・ 計画地東側歩道状空地1地点（No.87付近） ・ 計画地西側歩道状空地1地点（No.90付近） ・ 計画地南側1地点（No.77付近） ^{注）}
調査方法	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）に定める方法に準拠して現地測定を行う。調査は、植栽から十分な離隔距離を確保して行う。

注）計画地南側において防風対策により風環境の改善を図っている地点はNo.75とNo.77であるが、より風速超過頻度の高いNo.77を選定した。

4 事後調査報告書の提出時期

(1) 工事中

工事中の事後調査報告書は、産業廃棄物（石綿）に係る事後調査の終了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

(2) 供用時

供用時の事後調査報告書は、緑の質及び風害に係る事後調査の終了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

第14章 関係地域の範囲

第14章 関係地域の範囲

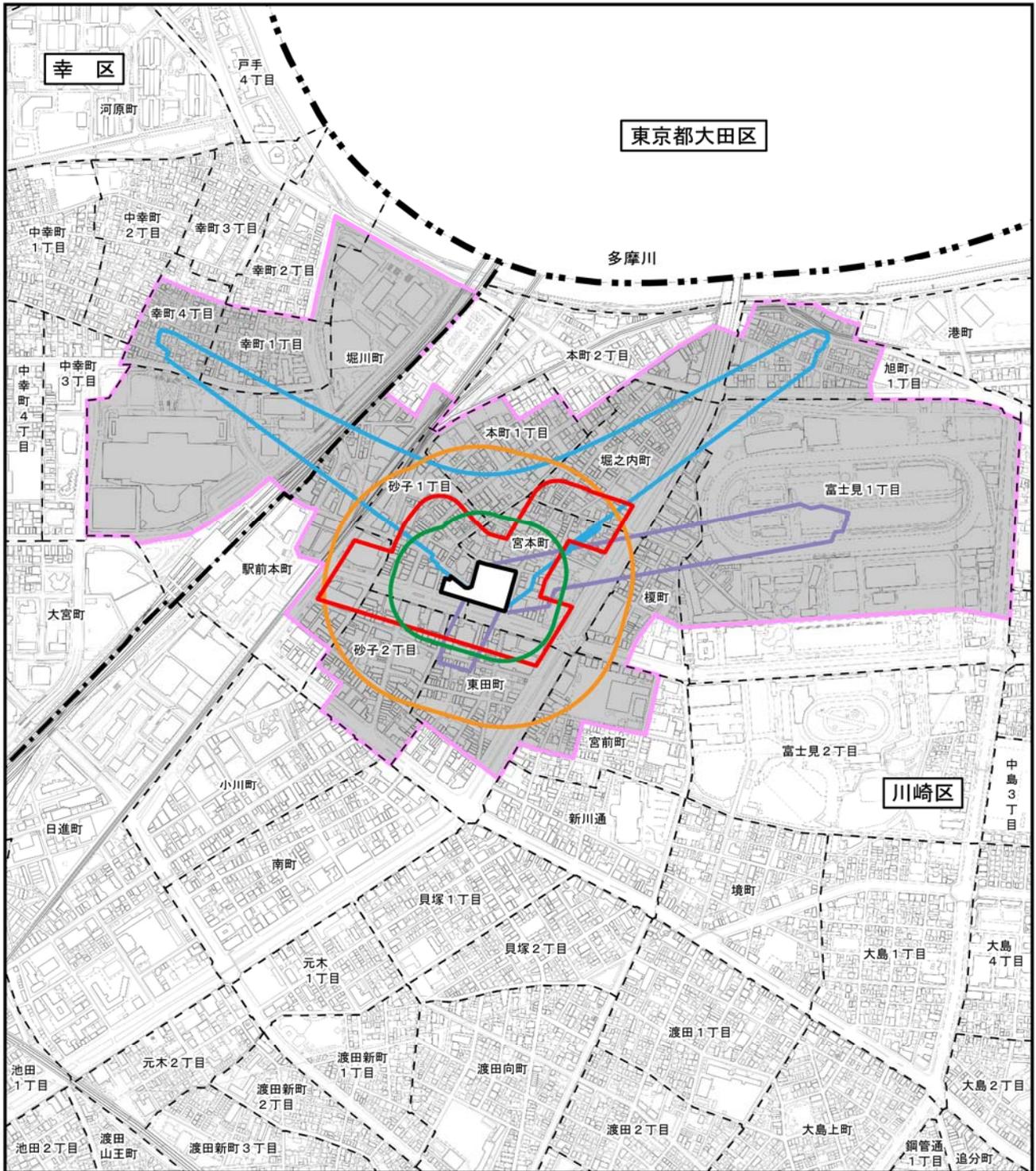
関係地域は、現段階で環境に影響を及ぼすと想定される川崎市内の地域として、以下の範囲とする。

- ・ 工事中の建設機械及び供用時の冷暖房施設等の稼働による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（計画地敷地境界から100mの範囲）
- ・ 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による騒音、振動等の影響が及ぶおそれがある範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲）
- ・ 高層建築物の存在により風環境の状況に変化が生じると予想される範囲（計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約232m）の範囲）
- ・ 日照障害が及ぶおそれがある範囲
- ・ テレビ受信障害が生じるおそれがある範囲

関係地域の範囲は図14-1に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表14-1に示すとおりである。

表14-1 関係地域

市名	区名	関係町丁名
川崎市	川崎区	旭町1丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、榎町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、宮前町、宮本町 上記町丁の全域または一部
	幸区	幸町1丁目、幸町2丁目、幸町4丁目、堀川町 上記町丁の全域または一部



凡 例



計画地



計画地敷地境界から100mの範囲



都県界



最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲



区 界



計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍（約232m）の範囲



町丁界



日照障害が及ぶおそれがある範囲



関係地域



テレビ受信障害が生じるおそれがある範囲

図14-1 関係地域の範囲

1 : 1 2 , 0 0 0

0 120 240 360m



第15章 条例準備書に対する市民意見等の概要と
指定開発行為者の見解

第15章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

1 条例準備書の縦覧等

(1) 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

本事業に係る条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所は表15-1に示すとおり、平成30年1月26日から平成30年3月12日までの46日間、川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所にて縦覧された。

表15-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成30年1月26日（金）～平成30年3月12日（月）[46日間]
縦覧場所	川崎市役所（環境局環境評価室）、川崎区役所、幸区役所

(2) 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）第20条第1項の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法は表15-2に示すとおりである。

表15-2 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	平成30年2月16日（金） 午後7時～午後8時30分	平成30年2月18日（日） 午前10時～午前11時30分
場 所	川崎市役所第4庁舎 2階大ホール (川崎市川崎区宮本町3番地3)	川崎市役所第4庁舎 4階第6, 7会議室 (川崎市川崎区宮本町3番地3)
参加人数 (来場者数)	38名	18名
説明会開催の 周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 「川崎市新本庁舎整備事業に係る『条例環境影響評価準備書』の説明会のお知らせ」を、平成30年2月3日（土）、8日（木）に関係地域の住戸等に個別配布した。 川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室のホームページにて、「条例環境影響評価準備書」の説明会の開催日時や場所を公表した。 	
準備書の 内容の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 説明会来場者に対し、条例環境影響評価準備書から抜粋した図表等を基に作成した説明用スライドを用いて説明した。 説明用スライドを印刷したものを資料として配布した。 	

(3) 意見書の提出数

1名、1通

2 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

条例準備書に対する市民意見等の概要とそれらの意見に対する指定開発行為者の見解は、以下に示すとおりである。

(1) 環境影響評価について

① 土壌汚染について	
ア PCBの保管管理について	
市民意見等	指定開発行為者の見解
ア PCBの保管管理について	
PCBの保管管理はしているのか。	関係法令等に基づき、適切に管理しています。

② テレビ受信障害について	
イ テレビ受信障害時の対応について	
市民意見等	指定開発行為者の見解
イ テレビ受信障害時の対応について	
テレビ受信障害がでた時は、すみやかに対処することを明記すること。	テレビ受信障害の環境保全のための措置に記載のとおり、計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じた適切な障害対策を実施します。

③ 地域交通について	
ウ 交通量増加に伴う対策について	
市民意見等	指定開発行為者の見解
ウ 交通量増加に伴う対策について	
交通量が増加しそうだが、渋滞や排気ガス対策を十分とること(PM2.5も含む)。	交通量については、工事中と供用時のいずれにおいても交通処理が可能な予測結果となっていますが、工事中は工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう計画的な運行をする等の対策を講じます。 排気ガスについても、工事中と供用時のいずれにおいても環境保全目標を満足する予測結果となっていますが、工事中は可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用し、また、工事中及び供用時は運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促す等の対策を講じます。

(2) 事業計画について

① 事業計画について	
ア 事業計画の内容について	
市民意見等	指定開発行為者の見解
ア 事業計画の内容について	
<p>景観の写真等がでていますが、現在ある大気汚染測定市役所前自動車排出ガス測定局と、第三庁舎と本庁舎の地下連絡路の換気塔がスッポリ抜けている。再考すること。自排局の位置づけ、設置すること。</p>	<p>市役所前自動車排出ガス測定局について、現在、所管部署が本庁舎敷地周辺に移設する検討を進めているところです。</p> <p>地下連絡通路の換気塔は、新本庁舎整備の際に換気ルートを変更することに伴い切り回し撤去する計画であるため、供用時の景観にはできません。</p>
<p>以前あった「電光ケイジ(板)壁」を、誰でも、いつでも(夜間も)観ることのできる様に設置すること(防災情報、光化学スモッグ注意報等も含めて)。</p>	<p>現在、所管部署において第3庁舎内にモニターを設置するとともに、ホームページ及び御家庭のテレビでのデータ放送により情報提供し、多くの市民の方々が大気環境データを見ることができるようになっています。</p> <p>新本庁舎でのモニター等によるデータ表示については、所管部署と協議します。</p>
<p>建物の大きさと重量から、十分な耐震性を測ること。</p>	<p>新本庁舎は、災害対策活動の中核拠点として十分に機能するよう、地震対策として、4階以上については免震構造、3階以下については耐震構造を採用しており、高い耐震性能を有する計画としています。</p>
<p>第三庁舎の時は、出水等で工事が大巾に遅れた。</p>	<p>第3庁舎建設時の状況は確認しており、新本庁舎の工事では遅延しないよう、止水壁の構築等の止水対策について検討を進めています。</p>
<p>宮本町1号線の拡巾で歩道を広げることがは賛成であるが、敷地面積から道路への用途変更になるのではないかと。手続きが必要か？</p>	<p>関係法令等に基づき、今後手続きを進めていきます。</p>
<p>ヘリコプター使用時の音量を把握しているのか。</p>	<p>緊急離着陸場の設置については、消防局と協議を行っており、現在、本市で使用しているヘリコプターの騒音値については、確認しています。</p> <p>本庁舎は災害対策活動の中核拠点として緊急離着陸場の設置は不可欠なものでありますが、常時継続的に利用するものではなく、災害対応を目的とした限定的な利用に限られるため、御理解ください。</p>

第16章 条例準備書に対する審査結果と
指定開発行為者の見解

第16章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価審査書は、平成30年6月21日に川崎市より送付を受けた。

条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容は、表16-1(1)～(9)に示すとおりである。

表16-1(1) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
(1) 全般的事項	<p>本指定開発行為は、川崎市新本庁舎の整備であり、①工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時における風害対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められるとともに川崎市が行う事業であることを踏まえ、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。</p> <p>また、②工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。</p>
(2) 個別事項	<p>ア 大気質</p> <p>建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.044ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の年間2%除外値）が0.047mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.197ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.0814mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。</p> <p>工用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。</p> <p>施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。</p> <p>冷暖房施設等の設置に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は、地上1.5m及び計画地近隣の建築物の高さ等を考慮した地上45mともに0.039ppmであり、環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り低NO_x型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。</p> <p>しかしながら、①建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いこと、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、計画地周辺は高層建築物の建設が可能な地域であり、計画地の近隣で新たに高層マンション等が建設された場合には、新本庁舎の屋上からの排出ガスの影響を受けやすいことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①本事業の実施に当たっては、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められるとともに川崎市が行う事業であることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を確実に実施します。	—	—
②工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ります。	—	—
①建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いこと、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、計画地周辺は高層建築物の建設が可能な地域であり、計画地の近隣で新たに高層マンション等が建設された場合には、新本庁舎の屋上からの排出ガスの影響を受けやすいことから、大気汚染物質の排出量低減のため、可能な限り低NO _x 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入する等の条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—

表16-1(2) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例準備書に対する審査結果
(2) 個別事項 イ 土壌汚染	<p>新本庁舎敷地では、地歴調査の結果、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する特定有害物質等の取り扱いがあったことから土壌調査を行ったが、汚染は確認されなかったとしている。第2庁舎跡地広場の敷地については、過去に地下1階の電気室にPCBを含有する機器が設置されていた可能性があるため、今後、関係法令に基づき適正に地歴等の調査を実施し、その結果に応じて土壌調査を実施するとしている。土壌調査の結果、汚染が確認された場合には、対策範囲を明確にした上で、掘削除去処理等の対策を選定し、許可を受けた汚染土壌処理業者に委託することから、適正に処理・処分されると予測している。さらに、汚染土壌を搬出する際には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を遵守するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えることはないとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、<u>①土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては市関係部署と協議すること。</u></p>
ウ 緑（緑の質、緑の量） (ア) 緑の質	<p>本事業における主要植栽予定樹種は、計画建築物による風や日影並びに屋上緑化における乾燥に耐えうる耐風性・耐陰性・耐乾性のある樹種を組み合わせる植栽する計画であることから、計画地及びその周辺地域の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約205m³と予測している。植栽基盤の適否については、地下部分を掘削し、埋戻しをする範囲は礫等異物の除去を行い、緑化地となる部分は、透水層を確保しつつ良質な客土により必要土壌量を上回る土壌に入れ替え、また、屋上緑化部分は排水層や灌水設備を設けることから、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適当であると予測している。さらに、維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、<u>①樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。</u></p>
(イ) 緑の量	<p>本事業における緑被率は新本庁舎敷地で約20.1%、第2庁舎跡地広場で約37.1%、計画地全体で約21.6%であり、目標値（新本庁舎敷地の20%以上、第2庁舎跡地広場の30%以上、計画地全体の15%以上）をそれぞれ満足し、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、新本庁舎敷地では敷地外周の歩道状空地に緑を配置するとともに屋上緑化等を計画し、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出することにより、緑の量の確保を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。</p> <p>しかしながら、<u>①緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議した上で進めます。	—	—
①樹木の植栽に当たっては、植栽予定樹種の環境適合性等を踏まえて、植栽時期、養生等について十分配慮します。また、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議し、計画を進めます。	—	—
①屋上緑化については、排水層や灌水設備等を設け、適切な維持管理を実施し、将来にわたって緑の確保に努めます。また、新たに植栽する樹木等は、条例準備書に記載した維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成に努めます。	—	—

表16-1(3) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
<p>(2) 個別事項</p> <p>エ 騒音・振動・低周波音 (騒音、振動) (ア) 騒音</p>	<p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 67.2 デシベルとなり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No.1 の地点において 67.2 デシベル、No.2 において 59.3 デシベルとなり、環境保全目標（No.1：70 デシベル以下、No.2：65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道的生活環境の保全に著しい支障はないとしている。</p> <p>施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No.1 において 67.0 デシベル、No.2 において 59.3 デシベル及びNo.3 において 56.9 デシベルとなり、環境保全目標（No.1：70 デシベル以下、No.2 及びNo.3：65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道的生活環境の保全に著しい支障はないとしている。</p> <p>冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの敷地境界における最大値は、地上 1.2m で 27.0 デシベル、騒音レベルが最大となる高さで 48.7 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、朝・夕：60 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>しかしながら、<u>①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。また、工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。	—	—

表16-1(4) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目	条例準備書に対する審査結果
<p>(2) 個別事項</p> <p>(イ) 振動</p>	<p>建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は 67.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械による負荷を極力少なくするよう、施工方法や手順等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間 51.1 デシベル、夜間 51.0 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間 51.1 デシベル、夜間 51.0 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>しかしながら、<u>①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。</u></p>
<p>オ 廃棄物等 （一般廃棄物、 産業廃棄物、 建設発生土）</p> <p>(ア) 一般廃棄物</p>	<p>供用時に新本庁舎の行政機能から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約 291,864kg/年であり、そのうち古紙は再資源化を図ることにより、再資源化率は約 85%と予測し、その他の廃棄物は焼却処分を行う計画としている。新本庁舎内の店舗から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約 3,779kg/年と予測し、川崎市の許可を受けた業者等に委託し、適切に処理・処分する計画としている。さらに、新本庁舎の地下 2 階に事業系一般廃棄物の保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当である。</p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。また、工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について周知を図ります。	—	—
・条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底し、事業系一般廃棄物の発生抑制や適切な処理・処分に努めます。	—	—

表16-1 (5) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項 目		条例準備書に対する審査結果
(2) 個 別 事 項	(イ) 産業廃棄物	<p>工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事で約 14,948 t (がれき類：約 13,767 t、金属くず：約 963 t 等)、新築工事で約 2,149 t (がれき類：約 859 t、木くず：約 285 t 等)、建設汚泥が約 20,202m³と予測している。これらは産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して処理・処分するとともに再資源化を行い、再資源化量は解体工事で約 14,763 t (再資源化率：約 99%)、新築工事で約 1,949 t (再資源化率：約 91%)、建設汚泥が約 13,899m³ (再資源化率：約 69%)と予測している。さらに、解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」等に基づき、飛散・流出等がないよう、適正に処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>供用時に新本庁舎の行政機能等から発生する産業廃棄物は約 20,904kg/年 (廃プラスチック類：約 14,112kg/年、金属くず：約 3,432kg/年等) で、再資源化量は約 14,424kg/年 (再資源化率：約 69%)と予測している。排水の再利用設備から発生する汚泥の発生量は約 56.6m³/年、店舗から発生する産業廃棄物は約 873kg/年と予測し、産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託し、適正に処理する計画としている。さらに、新本庁舎の地下2階に産業廃棄物の保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、<u>①石綿が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u></p>
	(ウ) 建設発生土	<p>工事中に発生する建設発生土は約 64,101m³であり、計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全て法令等に基づき、許可を得た処分地に搬出して適正に処理するとしている。さらに、場外搬出に当たっては飛散・流出等が生じないように、出入口でのタイヤ洗浄及び荷台にシートカバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、<u>①建設発生土の処理方法について、その実施内容を市に報告すること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①既存建築物の解体工事にあたり、石綿が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
①建設発生土の発生量、処理・処分方法の実施内容についてとりまとめ、その結果を市に報告します。	—	—

表16-1 (6) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例準備書に対する審査結果
(2) 個別事項	<p>カ 景観（景観、圧迫感）</p> <p>本事業の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、計画地内の景観構成要素は、中層建築物から超高層建築物に変化すると予測している。計画建築物は川崎府中線の北側では周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線の南側や川崎駅周辺には超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していることなどから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないとして予測している。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、中景域においては、計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成し、近景域においては、高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望は、広場や歩道状空地を整備し、高木等による緑化を行うことで潤いを感じられる街並みを形成し、また、日本庁舎の川崎府中線に面する外観の一部を復元棟として創建当時の姿に復刻することで、都市の記憶が継承されると予測している。</p> <p>さらに、計画建築物の周囲に広場や歩道状空地を整備するとともに、高木や大景木を配置し、潤いを感じられる都市景観を形成するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な都市景観が形成されるとしている。</p> <p>圧迫感について、地点A、B、C、Dの4地点の形態率は、約27.9%～71.4%が約44.8%～82.3%となり、現況と比較して形態率は増加し、地点Eは、45.0%が35.2%となり、形態率は減少することから、地点A、B、C、Dでは圧迫感を感じやすくなり、地点Eでは圧迫感が軽減すると予測している。また、新本庁舎の外壁位置は、日本庁舎の外壁位置より後退させ、特に中高層部は3～10m程度後退させて圧迫感の軽減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>しかしながら、①建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。</p>
キ 日照阻害	<p>本事業の実施に伴う冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物は550棟であり、このうち日影時間1時間未満が328棟、1時間以上2時間未満が164棟、2時間以上3時間未満が32棟、3時間以上4時間未満が18棟、4時間以上5時間未満が3棟、5時間以上6時間未満が2棟、6時間以上7時間未満が2棟、7時間以上8時間未満が0棟、8時間が1棟と予測している。また、計画建築物の周囲に空地や広場を設けることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させるなどの環境保全のための措置を講ずることから、都心部の商業地域における住環境に著しい影響を与えないとしているが、①日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。</p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画の川崎駅周辺地区等の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議し、計画を進めます。	—	—
①本事業の計画建築物による日影の影響の程度は、条例準備書の説明会等において説明していますが、今後も、本事業の計画建築物による日影に関する問合せ等があった場合には、その影響の程度について、ご理解いただけるよう努めます。	—	—

表16-1(7) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例準備書に対する審査結果
(2) 個別事項	<p>計画建築物によるテレビ受信障害の影響範囲について、地上デジタル放送の遮蔽障害は発生し、受信障害範囲に位置する建物は、東京スカイツリーの広域局で36棟、横浜局の県域局で65棟、衛星放送で50棟と予測している。これに対して、計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化しないとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、<u>①工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。</u></p>
ケ 風害	<p>計画建築物の出現により、主風向である北北西及び南南西の風における風向・風速の状況は、計画地に隣接する道路沿いを中心に変化すると予測している。計画地及び計画地近傍の風環境は、防風対策を講じる対策後においては、全体としておおむねランク2又はランク1となり、また、ランク3が予測される地点についても解体前と比較して風環境に大きな変化はなく、許容される風環境であると予測している。さらに、建物周囲に空地を設ける、各階に必要な設備等のスペースを集約し効率化を図ることで主風向に対する見付面積を縮小する等により、風の影響をなるべく低減するように配慮した建物配置及び形状とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>しかしながら、<u>①防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施すること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①テレビ電波の受信障害に関する問合せ窓口について、工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、周知を図ります。また、計画建築物に起因する障害が発生した場合には、対策を確実に実施します。	—	—
①防風植栽は、所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風効果が速やかに発揮できるよう計画し、防風対策を確実に実施します。	—	—

表16-1 (8) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例準備書に対する審査結果
(2) 個別事項	<p>コ 地域交通 (交通混雑、交通安全)</p> <p>工事中における交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時間帯において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大 0.845、交差点需要率は最大 0.565 で、円滑な交通量の処理が可能とされる道路の車線混雑度 1.0 及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、工事の実施に当たっては、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。</p> <p>供用時における交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、施設関連車両が走行する車線混雑度は最大 0.823、交差点需要率は最大 0.564 であり、車線混雑度 1.0 及び交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。</p> <p>工事中及び供用時における交通安全については、車両の主な走行経路にはおおむね植栽（ガードレール含む）やマウントアップ歩道が設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の安全は確保できると予測している。さらに、工事用車両の出入口付近には、交通整理員を配置し、歩行者や自動車の安全な通行を確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。</p> <p>供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量は、地点 c を除く全ての地点でサービス水準 A（自由歩行）が確保されると予測している。また、サービス水準 B（やや制約）となる地点 c（28.69 人/m・分）においても、サービス水準 A（～27 人/m・分）と比較してわずかに上回った程度であり、当該歩道に面して新本庁舎敷地側に歩道状空地を整備することにより、歩行者空間を充実させるため、支障はないと予測している。さらに、砂子 4 号線の一部を拡幅整備し、本事業の関連事業として計画地の反対側に歩道を新設するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。</p> <p>これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。</p> <p>しかしながら、①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量が一部の地点でサービス水準 B となることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、②事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。</p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量が一部の地点でサービス水準Bとなることから、事業の実施に当たっては、地域性を十分把握・認識し、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
②工事着手前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中的問合せ窓口等について周知を徹底します。	—	—

表16-1 (9) 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解、審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容

項目	条例準備書に対する審査結果
(2) 個別事項 サ 温室効果ガス	<p>本事業における温室効果ガス排出量は、約 3,235t-CO₂/年で、その削減の程度は約 9.9%と予測している。さらに、川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎) の最高ランクである S 評価の取得を目指し、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量の抑制が図られるとしている。</p> <p>この評価はおおむね妥当であるが、①地球温暖化対策については、<u>川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標達成に向けて、市は率先して温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、削減効果の高い手法を十分に検討し、率先的な計画となるよう、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。</u></p>
(3) 環境配慮項目に関する事項	<p><u>①条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。</u></p>
(4) 事後調査に関する事項	<p>事後調査については、工事中の「産業廃棄物」、供用時の「緑の質」及び「風害」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、①条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。</p> <p><u>また、②事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。</u></p>

指定開発行為者の見解	審査結果を踏まえた条例準備書の修正箇所及び内容	
	修正箇所	修正内容
①地球温暖化対策については、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標達成に向けて、川崎市として率先して温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、削減効果の高い手法を十分に検討し、率先的な計画となるよう、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図る等の条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底します。	—	—
①条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置について積極的に取り組み、その具体的な実施内容を市に報告します。	—	—
①事後調査の実施に当たっては、「(2)個別事項」の内容を踏まえ、計画的に実施します。	—	—
②事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合には、速やかに市に報告するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講じます。	—	—

第17章 その他

第17章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類は、表17-1に示すとおりである。

表17-1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

根拠法令	許認可等の種類
建築基準法第18条第2項	計画通知
建築基準法第59条の2	総合設計の許可
都市計画法第34条の2	開発行為の許可
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項	建築物のエネルギー消費性能適合
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第12章の2	建築物環境配慮制度に関する届出
景観法第16条第1項 川崎市都市景観条例第13条	景観計画区域内の行為の制限に関する届出
都市計画法第53条	都市計画事業（京浜急行大師線）地内の建築物の建築の許可

2 条例評価書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例評価書の作成者

名 称：川崎市

代 表 者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 業務受託者

名 称：株式会社ポリテック・エイディディ

代 表 者：代表取締役社長 吉田 博

住 所：東京都中央区新富一丁目18番8号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室

住 所：川崎市川崎区東田町5番地4

電 話：044-200-0281

4 参考とした資料の目録

- ・「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）
- ・「平成27年度 水質年報」（平成29年2月、川崎市環境局）
- ・「土地条件図（平成22～23年度調査）」（国土地理院ホームページ）
- ・「ガイドマップかわさき 地盤情報 地質図集」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎市の経済－平成26年経済センサス 基礎調査結果－」（平成28年12月、川崎市）
- ・「川崎都市計画総括図」（平成29年3月、川崎市）
- ・「土地利用現況図（川崎区・幸区）平成22年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成26年3月、川崎市）
- ・「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）
- ・「川崎市統計書 平成28年（2016年）版」（平成29年3月、川崎市）
- ・「ガイドマップかわさき 都市計画情報 都市施設」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎区マップ」（平成29年3月、川崎区役所地域振興課）
- ・「かわさき生活ガイド 2016年度」（平成28年11月、川崎市）
- ・「病院・診療所名簿」（川崎市健康福祉局ホームページ）
- ・「川崎市公園・緑地等位置図」（平成29年3月、川崎市建設緑政局）
- ・「川崎の公園（平成28年3月31日現在）」（川崎市建設緑政局ホームページ）
- ・「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）
- ・「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）
- ・「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）
- ・「平成28年度 大気環境及び水環境の状況等について（資料編）」（平成29年8月、川崎市）
- ・「平成25年度 大気環境及び水環境の状況等について（概要）」（平成26年7月、川崎市）
- ・「平成24年度～平成28年度 神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）
- ・「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）
- ・「平成26年度 環境局事業概要－公害編－」（平成26年12月、川崎市）
- ・「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）
- ・「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）
- ・「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）
- ・「川崎市都市計画基本図」（川崎市）

- ・「平成29年度版 建設機械等損料表」（平成29年4月、（一社）日本建設機械施工協会）
- ・「土木技術資料（第42巻、第1号）」（平成12年1月、建設省土木研究所）
- ・「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）
- ・「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所 独立行政法人土木研究所）
- ・「国土技術政策総合研究所資料 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成22年度版）」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
- ・「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第2.1版）」（平成28年6月、環境省）
- ・「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年5月、環境省）
- ・「造園施工管理 技術編（改訂27版）」（平成27年6月、（社）日本公園緑地協会）
- ・「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）
- ・「川崎市および周辺の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」（昭和56年3月、横浜植生学会）
- ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」（平成17年6月、川崎市）
- ・「改訂17版 造園修景積算マニュアル」（平成22年10月、財団法人 建設物価調査会）
- ・「道路交通整備マニュアル」（平成元年1月、（社）日本道路協会）
- ・「平成29年度 環境局事業概要－廃棄物編－」（平成29年8月、川崎市）
- ・「事業系一般廃棄物性状調査（その8）」（平成6年12月、平成5年度東京都清掃研究所研究報告）
- ・「平成11年度排出源等ごみ性状調査」（平成12年11月、東京都環境科学研究所年報）
- ・「第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年4月、川崎市）
- ・「建設リサイクル推進計画2014」（平成26年9月、国土交通省）
- ・「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成16年3月、（社）建築業協会 環境委員会副産物会）
- ・「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成24年11月、（社）日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会）
- ・「建設系混合廃棄物の徹底比較 解体・新築」（関東建設廃棄物協同組合）
- ・「平成24年度建設副産物実態調査結果」（平成26年3月、国土交通省）
- ・「雨水利用・排水利用再利用設備計画基準・同解説 平成28年版」（平成28年9月、国土交通省大臣官庁営繕部設備・環境課監修）

- ・「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）（改訂版）」（平成22年3月、（社）日本CATV技術協会）
- ・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修・NHKアイテック編）
- ・「衛星放送の現状〔平成29年度第3四半期版〕」（平成29年10月、総務省）
- ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（平成17年3月、（社）日本CATV技術協会）
- ・「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）
- ・「日最大瞬間風速の超過確率に基づく風環境評価に用いるガストファクターの提案」（義江龍一郎他、平成26年4月、日本風工学会論文集第39巻第2号）
- ・「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究－市街地低層部における風の性状と風環境評価に関する研究－Ⅲ」（村上周三他、昭和58年3月、日本建築学会論文報告集第325号）
- ・「ガイドマップかわさき 市立小中学校通学区域図（平成27年4月1日時点）」（川崎市ホームページ）
- ・「川崎駅周辺地区バリアフリー基本構想（改定）実施状況図（平成27年12月改定）」（川崎市）
- ・「川崎警察署管内 人身交通事故発生状況」（川崎警察署提供資料）
- ・「幸区内の交通事故件数」（幸警察署ホームページ及び幸警察署ヒアリング）
- ・「川崎駅西口開発計画に係る条例環境影響評価準備書」（平成29年8月、東日本旅客鉄道株式会社）
- ・「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」（平成19年7月、（社）交通工学研究会）
- ・「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」（平成20年調査、東京都市圏交通計画協議会）
- ・「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」（平成26年6月、国土交通省都市局）
- ・「平成29年町丁別世帯数・人口（平成29年9月末日現在）」（川崎市ホームページ）
- ・「平成27年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等（一部追加・修正）の公表について」（環境省ホームページ）
- ・「熱供給事業便覧 平成28年版」（平成29年3月、（一社）日本熱供給事業協会）
- ・「都市ガスのCO₂排出係数」（東京ガスホームページ）
- ・「建築物環境計画書作成マニュアル－川崎市建築物環境配慮制度－（2017年版）」（平成29年3月、川崎市）
- ・「平成23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）公募要領」（平成23年5月、（社）環境共生イニシアチブ）

修正箇所一覧

修正箇所一覧

	条例評価書修正箇所	修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
第1章	4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容 (3) 環境配慮の内容等 ② 省エネルギー等の環境への配慮	説明を補足しました。	1行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーの積極的な利用により、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図る。 【条例準備書 p. 18】	1行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーの積極的な利用により、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図る。 【条例評価書 p. 18】
第9章	7 地域社会 7.1 地域交通 (交通混雑、交通安全) (3) 予測及び評価 ③ 歩行者の往来による交通流への影響 ア 予測 イ 予測結果	誤記を修正しました。	表 9.7.1-26 歩行者等の往来による交通流への影響の予測結果 予測地点 f /備考 整備後：西側道路の有効幅員 <u>2.5m</u> 【条例準備書 p. 499】	表 9.7.1-26 歩行者等の往来による交通流への影響の予測結果 予測地点 f /備考 整備後：西側道路の有効幅員 <u>2.0m</u> 【条例評価書 p. 499】
	8 温室効果ガス 8.1 温室効果ガス (3) 予測及び評価 ① 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 イ 環境保全のための措置	説明を補足しました。	7行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例準備書 p. 512】	7行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例評価書 p. 512】
第10章		第9章の修正内容を反映しました。	表 10-1(7) 環境保全のための措置 温室効果ガス ／環境保全のための措置 9行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例準備書 p. 519】	表 10-1(7) 環境保全のための措置 温室効果ガス ／環境保全のための措置 9行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例評価書 p. 519】

条例評価書修正箇所		修正内容等	条例準備書での記載内容 【条例準備書記載ページ】	条例評価書での記載内容 【条例評価書記載ページ】
第11章		説明を補足しました。	表 11-1(3) 環境配慮項目に関する措置 エネルギー／供用時 13行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例準備書 p. 523】	表 11-1(3) 環境配慮項目に関する措置 エネルギー／供用時 13行目 ・季節に関わらず温度がほぼ安定している地中熱を利用した空調設備、 <u>復元棟3階屋根に設置する太陽光による発電設備</u> や日射による温度差を利用した自然換気システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 【条例評価書 p. 523】
第17章	3 事業内容等に関する問い合わせ窓口	組織名称の変更に伴い、修正しました。	1行目 窓口：川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室 【条例準備書 p. 541】	1行目 窓口：川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室 【条例評価書 p. 565】
資料編	第1章 環境影響評価 4 構造物の影響 4.2 風害	誤記を修正しました。	表 1.4.2-3(1), (2) 対策後の風速比及び風環境評価 風速比 (N~NNW/No.1~95) 【条例準備書 資料編 p. 100, 101】	表 1.4.2-3(1), (2) 対策後の風速比及び風環境評価 風速比 (N~NNW/No.1~95) 【条例評価書 資料編 p. 100, 101】